

困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援並びにDV防止に関する基本計画 概要

1 計画策定の趣旨（Ⅰ）

計画の位置づけ

- ◆困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「困難女性支援法」という。）第8条第1項の規定により、県が策定する基本計画。
- ◆令和6年4月1日の新法施行に伴う新規計画である。
- ◆また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）に基づく「宮城県配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援等に関する基本計画（第6次計画）」についても、DV防止法の令和6年4月1日改正に伴う国基本方針が示されたことから、改正する必要があるため、困難女性支援法に基づく都道府県基本計画と一体型で策定を行う。

計画の目的

この計画に基づき、県、市町村、関係機関及び地域社会などが困難な問題を抱える女性及びDV被害者への自立支援等を行うとともに、配偶者からの暴力等を容認しない社会の実現に向けて積極的に普及・啓発を行い、DV防止の取り組みを進めます。

計画期間 令和6年度から令和10年度までの5年間

計画/期間	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
(国) 困難女性支援基本方針	第1期（5年間）			次期							
(国) DV基本方針										継続施行中	改正
県困難女性支援計画	第6次（5・3年間）			第1次（5年間・一体型）						第2次	
県DV基本計画											
将来ビジョン	前期（5年間）					後期（5年間）					

2 現状と課題（Ⅱ）

現状

- *宮城県の女性からの相談は、夫等からの暴力問題（DV）、家庭問題、離婚問題、経済問題、妊娠・出産問題等が多い
- *相談件数が比較的少ない若年層等は、相談窓口へ繋がる事が出来ていない可能性がある
- *男性を含むDVの相談件数が横ばいの傾向である
- *DVによる女性の一時保護は全体の約7割を占めており、一時保護の約半数は子どもを同伴する家庭である

課題

- *若年層に対する相談体制の支援施策
- *児童虐待の早期発見と安全確保、DV被害者とその子どもに対する心のケアを含む支援施策の充実
- *一時保護後の様々な課題に対する自立支援の充実
- *女性自立支援施設退所後のアフターケアを見据えた中長期的な支援の実施
- *支援対象者の意思を尊重した支援のための官民連携支援

3 基本的方向（Ⅳ、Ⅴ）

基本理念（Ⅳ）

- 1 困難な問題を抱える女性及びDV被害者の人権擁護並びに男女が共に理解し合える社会の実現
- 2 女性が安心して自立して暮らせる社会の実現
- 3 配偶者からの暴力等を容認しない社会の実現

基本理念の実現に向けた5つの基本目標（Ⅳ）

- 1 困難な問題を抱える女性及びDV被害者等の相談・保護体制の充実
- 2 困難な問題を抱える女性及びDV被害者等の自立に向けた支援
- 3 困難な問題を抱える女性の家庭に育つ子どもへの支援及びDVの家庭に育つ子どもの安全・安心の確保
- 4 民間支援団体との連携・協働
- 5 暴力を許さない社会の形成

重点的に取り組むべき課題（Ⅴ）

- 1 早期発見、相談体制の充実強化
- 2 困難な問題を抱える女性やDV被害者の意思を尊重した迅速で安全な一時保護
- 3 自立に向けての中長期的な支援の実施
- 4 虐待の早期発見と安全確保
- 5 民間団体との連携・協働

4 計画の体系図（Ⅴ）

1 困難な問題を抱える女性及びDV被害者等の相談・保護体制の充実

1 DVの早期発見・通報体制の整備

2 相談体制の充実強化

3 保護体制の充実強化

4 外国人・高齢者・障害者等への配慮

- 1 ① 県民からの通報の促進
- ② 医療関係者や教育関係者への相談窓口・通報制度の周知
- ③ 子育て家庭へのDV防止啓発の推進

- 2 ① 相談員等の資質向上・研修機会の確保
- ② 若年層に配慮した相談体制の充実
- ③ 地域の実情や相談者の状況に配慮した柔軟な相談体制の整備
- ④ 市町村の相談体制の強化に対する支援
- ⑤ 警察における相談体制の充実
- ⑥ 男性相談の充実
- ⑦ 性暴力被害者のための相談の充実
- ⑧ 困難を抱える女性に対する相談体制の充実
- ⑨ 女性支援事業関係機関ネットワーク連絡協議会の活用

- 3 ① 一時保護による安全確保
- ② 一人ひとりに寄り添った一時保護体制の構築
- ③ 一時保護委託の対象拡大と積極的活用
- ④ 警察における安全確保・保護体制の充実
- ⑤ 一時保護所入所者に対する心のケアの充実
- ⑥ 保護命令制度等法制度の適切な利用に向けた支援

- 4 ① 通訳等相談体制の充実
- ② 高齢者・障害者等への支援体制の整備

2 困難な問題を抱える女性及びDV被害者等の自立に向けた支援

1 自立のための心のケア・生活に関する支援

2 生活基盤（住宅・就業等）を整えるための支援

- 1 ① 精神的ケアの充実
- ② 施設退所後のアフターケアの充実
- ③ 地域における継続的な自立支援の充実
- ④ 困難な問題を抱える女性及びDV被害者が必要とする各種支援制度の周知と活用への支援

- 2 ① 民間賃貸住宅への入居支援
- ② 県営住宅入居の優遇制度と目的外使用による支援の充実
- ③ 民間賃貸住宅等による住宅セーフティネットの充実
- ④ 就業及び経済的支援に関する支援制度の周知・活用支援

3 困難な問題を抱える女性の家庭に育つ子どもへの支援及びDVの家庭に育つ子どもの安全・安心の確保

1 問題の早期発見と安全確保

2 DV対応と児童虐待対応の相互理解の促進

3 同伴する子どもに対する支援体制の充実

- 1 ① DV対応機関と児童虐待対応機関との連携体制の構築
- ② 要保護児童対策地域協議会への参画促進
- ③ 子育て家庭へのDV防止啓発の推進（再掲）
- ④ 同伴する子どもの適切な一時保護の実施
- ⑤ 子どもと子どもが育つ家庭に対する相談窓口等の設置

- 2 ① DV対応と児童虐待対応の相互理解・連携強化を目指した専門研修の充実
- ② 保育・教育関係者等への研修の充実

- 3 ① 同伴する子どもに対する心理的ケアの実施
- ② 一時保護施設における保育・学習支援の充実
- ③ 児童相談所等と連携した同伴する子どもへの支援の充実
- ④ 同伴する子どもの地域における見守り・アフターケアの充実

4 民間支援団体との連携・協働

1 民間支援団体への支援

2 民間支援団体との連携強化

- 1 ① 民間支援団体の活動に対する支援の充実
- ② 困難な問題を抱える女性とDV被害者支援制度等に関する情報提供の促進

- 2 ① 自治体と民間支援団体とのネットワークの構築
- ② 民間支援団体の専門的知識の活用促進
- ③ 民間シェルターへの一時保護委託、ステップハウスの活用促進

5 暴力を許さない社会の形成

1 社会意識の醸成

2 若年層に対する人権教育・啓発の推進

3 加害者更生に向けた取組

- 1 ① 県民に対する啓発・広報の充実
- ② 市町村や民間支援団体等との連携による啓発の展開
- ③ 市町村基本計画の策定促進

- 2 ① 学校における人権・性教育の推進
- ② デートDV防止・予防啓発の推進
- ③ 教育関係者に対する啓発及び学校における相談体制の充実

- 3 ① 警察における加害者への対応
- ② 加害者からの相談体制の充実
- ③ 配偶者暴力加害者プログラム実施のための留意事項及び民間支援団体等における取組状況の把握
- ④ 加害者の気づきを促す啓発の推進

5 推進・体制（Ⅶ）

計画の推進

- (1) 市町村
市町村へ研修や会議等のあらゆる機会を設けて、困難な問題を抱える女性及びDV被害者に対する支援体制の構築連携強化を図る。
 - (2) 関係機関
女性相談支援センターを中心とした「女性支援事業関係機関ネットワーク連絡協議会」等において、市町村、県保健福祉事務所、児童相談所、警察、民間支援団体などの間で困難な問題を抱える女性及びDV被害者についての共通認識を深め、更なる連携強化を図る。
- (指標)
- 1 困難女性支援計画及びDV防止計画の策定市町村数
 - 2 女性相談支援員の市町村設置数
 - 3 配偶者暴力相談支援センターの市町村設置数
 - 4 デートDV防止講座実施校